

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和4年7月29日(金) 最高裁判所小会議室 (WEB会議)	
委員	委員長 秋山 哲一 (東洋大学理工学部建築学科名誉教授)	
	委員 金子 裕子 (早稲田大学大学院会計研究科教授)	
	委員 都筑 満雄 (明治大学法学部教授)	
審議対象期間	令和3年10月1日から令和4年3月31日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	3件
	公募型及び工事 希望型指名競争	-
	通常指名競争	-
	随意契約	-
建設コンサルタント業務	一般競争	-
	プロポーザル方式	-
	随意契約	-
	総件数	3件
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(裁判所における契約の状況について)</p> <p>令和3年度下半期に入札を実施した工事の裁判所別の契約締結率、初度入札及び再度入札別の結果、不調案件、入札参加者数の平均値等について報告</p> <p>・これから先の話になるが、建設の資材価格が高騰し、公共工事においても労務費を上げていく状況になっており、これに応じて入札もかなり難しい状況が継続するのではないかと考えられるところ。不調や不落に関して、こういった調査を継続していった上で、今後も動向を注視されたい。</p> <p>(抽出案件について)</p> <p>1 仙台高地簡裁庁舎改修工事(再度)</p> <p>本件は、再度入札公告手続を実施したところ、1者の入札参加申請があったが、2度入札を行っても予定価格に達しなかったため、同者と随意契約交渉を行い、見積合わせを経て契約した案件</p> <p>・再度公告時に取りやめた外壁改修について、足場を組むことができないためにゴンドラを使用する想定で発注したとのことであるが、そのゴンドラの使用を想定したことにより、工期が足りず、不調となったのではないか。</p> <p>・免震構造の建物の場合、ゴンドラを使用する以外に工事をする方法もあるかと思われるが、そのあたりの検討は行ったか。</p>	<p>・本件庁舎は免震構造であること、その他の理由から足場を組む工法は採用できなかったため、ゴンドラを設置する方法を採用して発注した。工期については、当時、ゴンドラの設置等に掛かる期間を勘案しても、問題なく、工期内に施工できるものと想定していた。</p> <p>・調査のみであれば、赤外線による調査が考えられるが、性質上、詳細までは判別できないため、採用しなかった。</p> <p>また、高所作業車の採用も、常時設置する必要があり、通行人に支障が出るため、採用しなかった。</p> <p>以上の理由から、当時の状況としては外壁</p>

意見・質問	回答
<p>・東面のみと南側の一部のみ改修することにした理由は何かあるのか。</p> <p>・内部改修工事と外壁改修工事を分けて発注した方が、受注者が応札しやすいような有利な事情等があるのか。</p> <p>・安全性から考えると、タイル外壁の改修を取りやめることは問題なかったか。 また、今後、どのような改修を考えているか。</p> <p>・取りやめた外壁改修に関しては、予定価格上、約1000万円と考えられるが、初度・再度の入札からすると、業者側は、1000万円を大きく上回る金額を想定していたと推察されるところ、この外壁改修に係る予定価格の設定は相当であったか。</p> <p>・普通の足場を組んだ工事の場合、職人が自由かつ効率的に動くことができるところ、ゴンドラの工法の場合、職人にはゴンドラ内のみで作業してもらうことになる。その場合の効率に係るリスクを含めた価格付けがなされてしまったことにより、高騰した可能性が否定できないものと考えられる。</p>	<p>改修にゴンドラを使用する方法を選択せざるを得なかったところである。</p> <p>・東面については既存タイルのヒビ、落下、欠けなどの劣化状況等を勘案して選定した。南側の一部についてはゴンドラ設置等をしなくても状況の確認ができるバルコニーがあるため、優先的に実施することとしたもの。</p> <p>・不調となった後のヒアリング等において、工事実施地域では、ゴンドラの使用経験のある業者が少なかったことが判明し、ネックとなる外壁改修を取りやめることに一定の意味はあったものと考えている。</p> <p>・前記のとおり、取りやめざるを得なかったところであるが、緊急性が高いことによりはなため、部分的にでも、着実に改修を進めていきたいと考えている。</p> <p>・考えられる理由としては、本件庁舎の屋上のパラペット構造からすると、一度レールを敷いてしまえば、効率的に施工できるものと考えていたが、業者側はゴンドラ使用の経験が少ないためか、その方法を知らずに、都度の架け払いを考えて見積もったために、高騰した可能性があると考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>・取りやめた工事を実施する際には、同じ問題が発生する可能性があるため、スムーズに応札者が決まるよう、工法の検討を含めて対応をされたい。</p> <p>2 長野地家簡裁庁舎構内交換設備改修工事</p> <p>本件は、1 回目の入札で 2 者の入札があったところ、最低価格であった者の入札金額が予定価格と約 6 4 % の乖離があったが、その金額で契約内容に適合した履行が可能であると判断し、契約締結に至った案件</p> <p>・このような低落札率の案件を過去の入札監視委員会において審議したことがあったが、その際の説明(多くの個数を扱うことによって価格が低減した)が、この件にも当てはまるのか。</p> <p>・これだけの低落札率となると、やはり予定価格の相当性に疑問があるが、どのように予定価格を作成したのか、具体的に聞きたい。</p> <p>・適正履行確保の判断について、ヒアリングを実施しない場合、相当と判断できるだけの調査等を行う必要はなかったか。</p> <p>・今回の応札業者 2 社は、過去にこの庁舎の工事をやっているというような事情があったのか。</p>	<p>・了解した。参考とさせていただく。</p> <p>・御指摘の案件は最高裁判所発注のさいたま地家簡裁庁舎構内交換設備改修工事であるが、本件の長野地家簡裁庁舎とは同程度の規模の本庁の庁舎となっており、一般的に考えると、スケールメリットということも本件の低落札率の要因の一つになっているものと考えられる。</p> <p>・本件では予定価格の作成の段階で、3 者から見積もりを取って、実際の卸値の価格を調査・ヒアリングした上で査定率を含めて、内訳書を作成している。</p> <p>このため、積算書を作成する作る段階での手続としては適正であったと判断している。</p> <p>・入札時に提出された内訳書、積算数量書、摘要欄の記載により、内容の相当性を確認することができたため、調査は行わずとも適正に履行できるものと判断したものである。</p> <p>・今回の応札業者 2 者のうち、次点の業者については、平成 2 1 年に同様の交換機の改修工事を実施している。その際は約 9 0 0 万円</p>

意見・質問	回答
<p>・撤去工事、発生材処理につき、工事対象部分にアスベストが含有されているといった事情はあるのか。</p> <p>・メーカー3者が示した価格はかなり違うものであったのか、ばらつきはどの程度のものであったか把握しているか。 また、ヒアリングの結果、どのような情報を基に、査定率を設定することとしたのか。</p> <p>・低入札傾向のある案件に関して、最高裁発注のさいたま地家簡裁の案件の情報を、東京高裁発注の長野地家簡裁の案件に生かす、共有するような体制はあったか。 もし、ないのであれば、経験を活かし、シェアしていくような仕組みづくりが出来たらいいのではないか。</p>	<p>で契約しており、今回の予定価格からすれば、ほぼ同等の金額であり、今回の入札は2者によって競争が発生したため、この価格・落札率になったものと思われる。</p> <p>・本件工事ではアスベストに関する工事は一切ない。</p> <p>・3者の見積書は同じような価格で見積が出されていたところであるが、どのくらいの率で卸されているのかということヒアリングした。 それらを踏まえて査定率を算出したにもかかわらず、この低落札率となってしまったということが本件の実情である。</p> <p>・今回の発注の際には、御指摘のような情報共有はされていなかったところであるが、今後は、最高裁判所営繕課を中心として、全国的に情報を共有していくよう検討したい。</p>
<p>3 鹿児島地裁榕城宿舎改修工事 不落時随意契約交渉方式を採用して初度入札公告手続を実施したところ、1者のみ入札参加があり、初回の入札金額は予定価格の約2.3倍の金額であったところ、二度目の入札金額は初回の半額以下の入札金額で応札がされ、落札となった案件</p> <p>・本件工事では、アスベストの調査は実施した上で行われたものか。</p>	<p>・アスベストがあるものと想定し、天井シートを上張りする膜天井工法を採用したが、調査は実施していない。</p>

意見・質問	回答
<p>・本件宿舎の設置時期に鑑みると、アスベストが含有していた可能性は否定できない。今後、こういった工事を行う場合には、事前に調査を行うようにされたい。</p> <p>・本件は種子島での工事であるが、業者の募集範囲はどのようになっているか。</p> <p>・本件のような離島の案件の場合、現場代理人や職人の宿泊費や出張費のようなものも見込んだ予定価格となっているか。</p> <p>・本件の応札業者は地元の業者か。</p> <p>・本件のような離島における工事の場合の入札者の僅少対策について、どのような方策を取っているか。</p> <p>・本件では応札者が離島への上出張費等の試算方法を誤っていたことが、2度の入札価格に乖離があることの原因とされているが、こういったことが発生しないよう、入札手続きにおいて可能な範囲で、説明等を行うことが肝要と考える。</p> <p>・以上、3件の審議案件について、入札契約手続が適正に行われていると思料する。</p>	<p>・了解した。</p> <p>・鹿児島県の近隣県を含めた福岡高裁管内一帯の条件で公告を行い、さらに業者の目に触れるよう、各庁において掲示を行っている。</p> <p>・宿泊費や出張費を見込んだ予定価格となっている。</p> <p>・本件の落札業者は長崎県の業者となっている。</p> <p>・通常、離島の工事においては、技術者を取られる関係で参加者が少ないため、出来る限り年度当初に発注するようにしている。 他方、本件は要望が寄せられた時期等に関係して、この時期に発注せざるを得なかったという事情があった。</p> <p>・了解した。参考とさせていただく。</p>